

### 第3回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 平成29年6月19日（月）午前9時30分～12時
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 304会議室
- 3 出席委員 井原委員、吉永委員、秋山委員、今村委員、國府田委員、森委員、山中委員、上平委員、和田委員、坂井委員
- 4 傍聴者 2名
- 5 事務局 樋口コミュニティ課長、竹之内課長補佐、川名係長、内田主事、山村主事
- 6 事業担当課 兼子上下水道局経營業務課長、小澤係長  
小栗図書・博物館長、阿部次長、安蒜係長  
石川建築住宅課長、伊藤課長補佐、柿原係長  
長橋都市計画課長、駒木根課長補佐、近藤係長、松田係長  
遠藤道路管理課長、横尾課長補佐、新行内係長

#### 7 協議事項

- (1) 平成28年度市民参加対象事業の評価について
  - ア 流山市給水条例の一部改正（上下水道局経營業務課）
  - イ 流山市子どもの読書活動推進計画（図書博物館）
  - ウ 流山市手数料条例の一部を改正する条例（建築住宅課）
  - エ 流山市都市計画マスタープラン（都市計画課）
  - オ 立地適正化計画（都市計画課）
  - カ 第10次流山市交通安全計画（道路管理課）

#### (2) その他

- ア 流山市給水条例の一部改正（上下水道局経營業務課）  
（兼子上下水道局経營業務課長から事業概要等説明）

#### 委員A

34事業者のうち13事業者に説明を行ったとあるが、どういった経緯で絞ったのか。

#### 市（上下水道局経營業務課）

月の使用量が年間約6,000トン以上の事業者をリストアップしたところ、34の民間事業者が該当した。更にそこから月に1,000トン以上使用している事業者に絞った。年間6,000トン以上使用する業者でも、月の使用量にば

らつきがあり、月毎で差が出るとデメリットが生じる。そのため、もう少し対象をしぼり月1,000トン、年間12,000トンの事業者を対象としたところ、13事業者となった。

#### 委員B

9名しか参加が得られなかったのは、どういう理由があると考えているか。

#### 市（上下水道局経営業務課）

34事業者のうち訪問説明したのが13業者、そのうち9名の参加だったため、思った以上に来ていただけたという印象があった。しかし、意見交換会としてはもう少し周知をする必要があったと考えている。

平成27年7月1日の改正時は休日に説明会を実施したところ、5名の参加だった。その際、平日にやってほしいという要望があり今回意見を反映したところ、参加者数が増えた。

#### 委員B

パブリックコメントでは一般の方から意見を取得しにくい。市民参加の手法に検討の余地があったのではないかと思うが、手法選択の際にどのようなプロセスを経て決めているのか。

#### 市（上下水道局経営業務課）

水道事業の経営戦略についてパブリックコメントを実施したが、まったく意見がなかった。経営に関することは、市民にとってあまり関心がなかったのではないかと思う。

一般料金の改定であれば、パブリックコメントの実施で意見も出たと思うが、今回は特定の34事業者が大口利用者として該当する可能性があるため、意見交換会という手法を選択した。

#### 委員C

今回の条例改正は、大口利用者が他の地域に逃げていかないようにという観点があったと思う。審議会の中では、水道事業全体の経営を圧迫するのではないかなどの審議があったようだ。

今回の改正については、対象事業者のみの説明で足りるかもしれないが、一般市民に対しても、大口利用者にはこういう理由で値下げしているという全体的な説明（改正に至ったことについての説明）を、水道便りや広報に掲載しているのか。

市（上下水道局経營業務課）

一般の方へ直接通知はしていないが、広報やホームページで情報掲載している。その他、検針票のメモ欄に、大口利用者にはこういう制度があるという表示をした。

委員D

見る人は見るかもしれないが、一般市民は知る機会がなかったのではないか。疑問を持っていた市民がいても、意見を言える場がなかったように思う。

市（上下水道局経營業務課）

20トンから40トン程度の水道利用者である一般市民には影響がないため、意見を求めることはしなかった。

委員B

事前に様々な角度から検討した結果、今回の手法を決定したものなのか。

市（上下水道局経營業務課）

契約件数77,000件のうち34件しか該当者がいない中で、指定した意見交換会の方が意見をもらえるだろう、影響は限られるという理由で意見交換会を選択した。

委員E

一般の方には影響がないとのことだが、市民の中には社会的な活動をしている方や、会社経営者、会社員などがおり、関係あると思う。広く市民に周知することで、水道水を沢山使っても高い水道料を支払わなくて済むような市なんだということが広まれば、市の発展にも繋がるのではないか。幅広い捉え方をして、市民に知らせるべきだった。

市（上下水道局経營業務課）

最初は企業誘致まで考えていなかった。目的が水道事業から井戸水に移行することを抑止するということであったためだ。その後、誘致推進課から内容を教えて欲しいという連絡があり、企業誘致にも有利に働くという認識が変わった。

委員C

事業者向けの意見交換会の告知を34事業者には送ったと思うが、その他に告知をしたか。

市（上下水道局経営業務課）

ホームページ上で周知した。

委員F

料金を下げても、水道の使用量を増やすことで全体として水道事業の運営を安定化するというのが目的ではないのか。だとしたら、一般市民には、なぜ大口利用者だけ値下げするのかという気持ちがあると思われるので、全体の水道事業の運営のためにインセンティブを大口利用者に設けるという説明が必要だ。

市（上下水道局経営業務課）

周知が足りなかった。

委員長

NHKのニュースにもなったのではないか。

委員F

新聞の千葉版にも大きく載っていた。

委員長

この機会に市民に周知をすべきだった。

イ 流山市子どもの読書活動推進計画（図書・博物館）

（小栗図書・博物館長より事業概要等説明）

委員E

非常に頑張って意見をまとめていたと思う。掲示したポスターを見せてほしい。

市（図書・博物館）

ポスターの上部は元々のデータを使用し、そこに読書のイメージを入れたポスターをオリジナルで作成した。それをパブリックコメントの閲覧コーナーに掲示した。

委員G

ポスターの近くに閲覧資料を置いたのか。

市（図書・博物館）

ポスターの下に配架した。

委員長

106か所に置いたとのことだが、ポスターは何枚、何か所に掲示したのか。

市（図書・博物館）

106枚を106か所に掲示した。

委員E

学校にも掲示したのか。

市（図書・博物館）

小中学校、高校、児童センター等に掲示した。

委員D

ポスターを関連施設に106枚掲示したとあるが、公共の幼稚園、学童保育など、パブリックコメントの閲覧コーナーでないところにも掲示したということか。

市（図書・博物館）

ポスターを掲示した106か所全てに概要版、計画（案）を配架した。

委員D

ポスターを見て、すぐ見たいと思った時に資料が配架してあったということか。

市（図書・博物館）

私立の幼稚園が増えているので、すべての箇所に配架していた。

委員D

配布資料に入っているものが皆さんからの意見書なのか。

委員E

意見を出した中に学生等はいたのか。「学校の先生に聞いて」とあるが、年齢層がわからない。

市（図書・博物館）

年齢層については把握していない。

委員E

「学校の先生に聞いて」とあるのは、学生ではなく親御さんのコメントか。

市（図書・博物館）

親御さんのコメントである。

委員F

意見は原文のままなのか。担当課で要約やまとめはしているのか。

市（図書・博物館）

原文のままである。

委員F

関心が高かったということだと思うが、企画する際に市民の問題意識の高さを事前に調査したのか。

市（図書・博物館）

本計画を策定するにあたり、現状把握として平成28年10月～12月の期間で106施設にアンケート調査をしている。学校図書館の現状や幼稚園の図書館の現状、本がどのくらいあるのか、どのくらい借りられているのかなどを調査した。具体的なことを聞いているが、計画策定のための現状把握の中で、本が足りていないという指摘があったり、学校の図書館が不足していたりという意見があり、そうしたことは事前に把握していた。

委員D

53名から返事があったとのことで、広報5名、ホームページ1名とあるが、大体は手で書いたのか、それともメールか。

市（図書・博物館）

長文の方はメール、ファックスが多い。

委員F

事前のアンケートがパブリックコメントの意見提出の多さにつながったと考

えているか。

市（図書・博物館）

そう考える。

委員E

1か月のパブリックコメントの間に、いつ頃から、どんな風に意見が集まり出したというのは分かるのか。

市（図書・博物館）

第2週目くらいから一気に増えたため、2～30件はいくと予想していたが、ここまでとは思っていなかった。学校関係の方、お母さん方、他の学校での友人関係などで話が広まったのではないかと推測している。

委員C

学校の図書室にいる地域のボランティアから意見はあったのか。

市（図書・博物館）

明確にはわからないが、PTAの方でもそういう活動をしている方がおり、広まっていたと思う。

委員A

去年、実際に児童館でポスターを見た。その際、ポスターを見ている人に児童館の職員が説明をしていた。事前に、職員に対して説明をするようお願いしていたのか、それとも自主的なものか。

市（図書・博物館）

かなりの配布箇所があったので、職員に詳細の説明はできなかった。施設の方が独自で説明していたと思われる。

委員A

お母さん方が「これ何」ということで話していたが、職員の方がホームページからもできるという説明をしており、「じゃあ帰ったらやってみよう」という話になっていたのでは、効果的だったと思う。

市（図書・博物館）

児童館職員の意識が高かったということを改めて感じた。

委員H

これだけ関心が高いのは、自分の子供の身近な話題だからだと思う。色々な工夫をし、アクセスしやすくしたのもその一因であると思うが、問題そのものに関して柏市や他の都市に比べると不満が大きいこともあり、関心も高かったのではないかという感想を持った。

委員G

意見が沢山集まるのは達成感が得られるものだと思う。一方で意見が多いということは、内容をしっかり吟味して市の考えとしてまとめ、計画に反映するという作業が大変ではないか。

沢山意見が集まる良い面と、大変さについて、思うことがあれば教えてほしい。

市（図書・博物館）

意見が集まるということは、この計画に対して足りないことを指摘していただいているので、ありがたいと思う。パブリックコメントの期間内で回答が可能なことと、各課との調整が必要で十分な回答ができなかった面もある。そこは、今後事業の中で反映させていきたい。

委員D

補足になるが、114件の要望や意見がある中で、具体的に今の時点で何か反映したこと、まだ反映していないことはあるか。色々な人の意見が集まっているので、漏れのないように少しでも多く反映して欲しい。

市（図書・博物館）

文言の指摘が複数件あった。誤字脱字や計算間違い、事業の総括表を作って欲しいなど。総括表を作って欲しいという指摘については、計画書の中では56事業を徐々に説明しているが、意見を採用し、一覧表を作成することとした。

委員長

他の事業ではどうやってパブリックコメントを増やすかという議論が多いが、今回は市民から出た意見が反映されて事業の在り方を変えていくという、理想に近いものになったと思う。試行錯誤されていると思うが、他部署へも今回工夫されたポスターの掲示方法、現場の施設職員による説明など、ぜひ共有して欲しい。



い。

ウ 流山市手数料条例の一部を改正する条例（建築住宅課）  
（石川建築住宅課長から事業概要等説明）

委員B

建築確認申請の手数料は直接市民への影響がないとし、直接利害関係のある設計事務所との意見交換会が適切であるとしている。

パブリックコメントをするには事前の情報提供が必要だとしているが、実績は0件だった。意見が出やすいような工夫が必要だと思うが、この事業に限っては、建築確認関係の法令があるから市民にどう説明するか非常に困難であると思う。

市民参加の手法を選ぶ際に、十分検討されたのか。

市（建築住宅課）

個人の費用負担の一部に手数料が入っているというのはご存じだと思うが、建築基準法などそれ以外の法令もいくつか入っている。例えば省エネなど様々な法令が絡んでいるため、細かく体系的に説明するのは非常に難しい。その中で、市民参加の手法を複数選ぶ必要があるため、我々事業担当課としてもホームページ等でまず市民に周知する必要があると思い、パブリックコメントを選んだ。

もう1つは、専門家が主であるため、その団体を市内に限定してしまうとできない。関係する利害関係者である団体に限定して周知し、尚且つ確認申請の実績が多い業者に周知した。

困難だと思いつつも、他に有効な手立てが見つからなかった。手数料は定期的に改正されるものではないため、相談した上で今回の手法を選んだ。

委員D

パブリックコメント0件で周知が足りなかったとのことだが、広報の9月1日号に1回と、ホームページのみでの周知ということで良いのか。

市（建築住宅課）

各出張所や市の施設等に資料を配架しているが、周知は1回である。

委員G

市民から意見を求める前に、知ってもらい、理解してもらい必要があると思う。

例えば、住宅を建てる時の確認申請時にはどのような制度、手数料があり、市がどういう役割を担っているのか知っている人は少ないと思う。難しいかもしれないが、まずはどんな制度なのか知ってもらう必要がある。手数料の金額も重要だが、その前提を知ってもらった上で意見をもらう必要がある。

市（建築住宅課）

特定行政庁に移行してからのことであるため、全体の準備が必要である。

委員G

特定行政庁という言葉は、今回調べて初めて意味がわかった。パブリックコメントの資料の中で書いてあっても分からないと思った。市の役割が高まったという理解で良いのか。

市（建築住宅課）

市の権限が高まり、市民の利便性が高まるということである。

委員G

意見がどこまで集まるかは別として、そういう説明を先にする必要があるのではないか。

市（建築住宅課）

非常に専門性が高く、法律の説明も具体的にする必要はある。行政庁への移行についても、予め早い段階でスケジュールの組み立てが必要。例えば、保育料や水道料のような毎月払っているものとは違い、住宅を建てる時に設計業者に事務手数料として支払うものであるため、建てる時は興味を持つが、そうでない場合は結びつかないと思う。表に出せるような数値の組み立てなどは、スケジュールの関係で難しい。

委員D

大変だとは思いますが、工夫して噛み砕いた説明が必要だ。もう一步踏み込んだ努力をして欲しい。

市（建築住宅課）

スケジュールに載せることと、意見交換会の実施でクリアできると考えていた。内容が非常に多岐に亘るので、ある程度のスペースがないと全体を載せることができない。

今回のような全面的な手数料の改正は少ない。一部の限られた改正であれば、もっと細かく分かりやすく表記できたと思う。できる限り分かりやすくしたつもりだが、分かり難かった部分は今後改善していきたい。

#### 委員C

直接手数料を支払っているのは業者だが、元々は施主が払っている。他の課でも概要版を作って周知しているため、今後は工夫して欲しい。

意見交換会は業者を対象に声掛けしているが、建築士会というのはどういったものなのか。どの程度に声掛けしているのか確認したい。

#### 市（建築住宅課）

建築士は事務所があり、事務所協会がある。建築士を持っている方々が組織しているのが建築士会。流山に建築士会はなく野田支部に包括されるので、そこに依頼している。上位のところも含めて抽出すると市外の方が多く、市内の数は少ない。仮に市内に限定したとすると、意見交換会の参加者数も半数以下になる。

#### 委員C

都内にある設計事務所で、申請が多くあった事務所には案内を送っているのか。

#### 市（建築住宅課）

件数が多い20か所くらいに通知をしている。

建築基準法があったりするが、手数料の前にこういうものがあるという周知については、表現など工夫していきたい。

#### 委員長

他の課でも市民参加推進委員会では行政用語を使わないという方針を出している。今後はぜひ工夫をして欲しい。

エ 流山市都市計画マスタープラン（都市計画課）  
（近藤都市計画課都市対策係長から事業概要等説明）

#### 委員G

流山市都市計画マスタープランは中長期的な計画であり、即座に市民に影響するものではないため、関心が低いのではないかとの見解のようだが、流山市が

5～10年後どのように変わっていくのかは、市民の関心が高いテーマになりうる。

事前の告知期間が短かったという指摘に対して、十分だったと認識されているが、どの程度告知期間を取らなければならないのか、ガイドラインはあるのか。

意見提出に意欲を持っている市民にとっては適切な告知期間だったとのことだが、市のマスタープランの内容を知った上で意見を持つ人もいるのではないのか。良く知ってもらった上で喚起するという考え方をしていないように思えるがどうか。

市（都市計画課）

すぐに家を建てられなくなる、土地の価格がすぐに値上がるなど、直近で影響があるものについては興味があると思うが、5～10年後の計画に対しては、そこまで関心が高くなかったのではないかと考える。

委員G

5～10年後この街がどのように変わっていくのかが分かり、良いなと思えば定住意欲が高まると思う。我々の年代でも、これから住み続けていく上で市がどのように変わっていくのかは、すごく関心が高いテーマである。

市（都市計画課）

今回の説明会はパブリックコメントを行っている計画の内容について市民に理解してもらい、パブリックコメントに興味を持っていただいた方により詳しく説明し、内容を深く知っていただくという趣旨で開催したものである。

パブリックコメントの意見募集が始まって、説明会を実施するまでの期間がありすぎるのも良くないと思い、この期間が適切であろうと判断した。

委員G

その際に、2週間開けなければならないなどのガイドラインはないのか。

市（都市計画課）

ガイドラインはないと考える。

事務局

市民参加条例の規定によると、パブリックコメント自体の事前告示期間は明示していない。基本的にはパブリックコメントを実施している期間にご意見をいただくものであるため、どれくらいの期間意見募集するという規定はある。市

民参加条例第11条2項に、パブリックコメント手続きにおける意見提出の期間は、公表期間30日以上という規定がある。

委員G

説明会はその間に行えば良いというものなのか。

事務局

事前の説明会について、いつまでに説明会をしなければならないなどの規定はない。しかし、市民参加条例第8条4項で会議等開催の1週間前までに広報、ホームページ等で公表するようにという規定はある。

委員G

了解した。

委員D

期間は大丈夫だったとのことだが、9月だと運動会などの行事が重なり、行きたくても行けないという人もいると思われるため、告知期間は短いのではないかと。新川耕地、キッコーマンアリーナ周辺などは、市民の関心度が高い場所である。市民の中でも意見交換をしている。非常に市民の関心が高い問題であるにも関わらず、参加者16名、パブリックコメント3名というのは少ないと感じる。やはり告知が足りない、期間が短く意見が言えない人がいたのではないかと。

市（都市計画課）

都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針を定めるものである。各区画整理事業において、どれくらい事業が進んでいるのかという市民の関心は高いと考える。

しかし、各個別の事業は都市計画マスタープランの中の基本的方針に則って行っている。関心が低いというよりは、初めの段階から市民が作り上げてきた計画であり、平成17年当時からコンセプトは変更せず、地域別まちづくり構想も市民が作り上げてきた計画である。それを今の進捗にあわせ、当初のものを時点修正したものであり、今回は市民協議会の公募を行い修正部分の意見を頂いている。

委員長

平成17年度に市民が作り上げた計画なので、市民は知っているはずとのことだが、それから新たに人が入ってきているので、現状を事前に説明する必要がある。

ある。

市（都市計画課）

新たに全てを作り変える場合には、地域別に説明することも検討しているが、今回は時点修正として、街づくりの方向性に関して意見を取り入れたものである。

委員長

土台を市民に事前説明する必要がある。

委員D

微妙な修正も含めて、市民の意見を聞くというのは必要だ。そのチャンスを作るのが市民参加のあるべき姿ではないか。もう少し間口を広げて告知をするべきである。

市（都市計画課）

市民説明会で新川耕地関係の質問が1件あった。変更のところで具体的に自分たちに影響を受けると判断した市民からは、説明会の際にも意見をもらえた。説明会の際には反対の意見だけでなく、肯定的な意見もあった。できるだけ間口は広げられるよう、次の総合計画策定の際には工夫していきたい。

委員H

9月11日に説明会を開催したとのことだが、時間はどのくらいか。

市（都市計画課）

概ね全体で2時間弱程度である。

委員H

2時間で2事業の説明が済むものなのか。これだけ膨大なものを質疑応答も含めて2時間でやるというのはいかがなものか。

市（都市計画課）

9月11日に実施した説明会では、パブリックコメントの案をより理解して頂くために行っている。計画の策定に際しては市民協議会の中で個別に意見ももらい、組み入れている。2時間が適切かどうかについては、立地適正化計画と非常に密接な関係を持った変更であるため、同時に実施した方が市民の方の理

解も得られるのではないかと考えた。

委員H

同時であるが故に、もう少し時間をとらないと全体像を説明しきれないのではないかという疑問が残る。

市（都市計画課）

全てを説明しきるとなると膨大な時間が掛かると思うが、説明会ではA3の概要版資料を配布しており、変わった部分だけでも分かりやすく説明するように工夫をした。

説明会の際にご理解いただけなかったものは、説明会終了後でも、後日電話や窓口で説明すると伝え、その後のケアも行っている。

委員E

マスタープランは全市民の将来に関わることだ。できれば興味、意欲を持っている市民にというだけでなく、興味を持ってもらうというスタンスで今後臨んでもらえば、市民も意見を出しやすくなり、関わりやすくなるはずだ。

委員C

市民協議会は公募で8名、学識経験者2名とのことだが平成17年も市民協議会があったのか。

市（都市計画課）

平成17年当時も市民協議会はあった。地区別に協議会の部会を作っていた。マスタープランは4地区の地区別構想の土台に全体を積み上げる形になっているため、4地区毎に20～30名程度お願いした。

委員C

今回は一般市民が8名となっているがどのような経緯か。

市（都市計画課）

当時委員長として入っていた方も一般応募で入っており、土地利用の進展による時点修正だったため、都市計画課で審査した上で8名を委嘱した。

委員C

今回の8名は10年前のメンバーも含まれているのか。

市（都市計画課）

10年前のメンバーも、新しいメンバーもいる。偏ってはいけないため、各地区にばらつきが無いよう配慮した。

委員F

12年前に基本計画が作られ、その後つくばエクスプレスができて沿線開発が進み、街が大きく変わってきた。そのことに関し、基本計画を基に作った開発の方向性や具体的な内容について、市民の評価、意見をアンケートなどで情報収集しているのか。

市（都市計画課）

街づくり達成度アンケートなどで評価をした上で、把握している。今回は庁内の会議を開いて、関係課を全て集め、意見を集約するなどしている。

委員F

事業評価に市民の意見も反映されているのか。

市（都市計画課）

反映されている。

副委員長

審議会と協議会の2つあるが、協議会は3回開かれており、意見が沢山あつて反映されている。しかし審議会は最後に1回だけで、特に異論なしとなっている。委員数では審議会15名、協議会10名なので、むしろ協議会の人数を多くした方が良いのではないか。

市（都市計画課）

都市マスタープランは時点修正だったため、当時のことも計画的に意見をまとめるという意味で、委員数は10名くらいが妥当であると考えている。

都市計画審議会については、流山市都市計画審議会条例で定められた人数である。協議会については、地域別構想を作り上げていく協議会として意図しており、審議会は、これは妥当でしょうかという諮問をするための組織という認識である。

副委員長

定足数はそうだが、作る方が10人で確認するのが15人というのは変な感



じがする。

市（都市計画課）

構成人数については目的によって異なっている。市民協議会は学識経験者が2名で市民公募が8名、時点修正の意見を取り纏める人数としては適切であると考えている。都市計画審議会は都市計画マスタープラン以外の都市計画に関する諮問についても調査審議するための構成人数となっている。今回は都市計画マスタープランについて諮問しているということである。

副委員長

あくまで主役は協議会ということであれば、協議会をもって評価をすれば良い。

オ 立地適正化計画（都市計画課）

（松田都市計画課都市計画係長から事業概要等説明）

委員B

4つの地区毎に説明会をした方が良かったのではないか。

コミュニティ課に質問だが、具体的に他の自治体のパブリックコメント実施状況を調査、把握しているのか。また、その調査を踏まえ市民の意見が出やすいような工夫をしていく必要があるのではないか。

市（都市計画課）

地区別に実施するというのは、検討の余地はある。説明会を行う際、今後は計画の内容によっては地区別の説明会開催も検討する。

委員B

他の自治体がどのように実施し、成果をあげているのか。参考にしたい。

事務局

事業担当課の中で、調査、把握している課もあると思うが、把握はしていない。

委員B

今後前向きに検討する余地はあるのか。

事務局

検討していきたい。

委員D

概要版はとても良い。概要版を作っていない課も多い中、図解で示すなど工夫しており、忙しい中でもパッと見てわかりやすい資料になっているため、ぜひ続けて欲しい。パブリックコメントの意見提出件数が両事業とも少なかったため、この概要版をもっと市民の目のつくところに配架するなど、工夫していく必要があると思う。

委員E

概要版のデータはホームページから印刷できるのか。もしホームページに掲載されているのであれば、市民に浸透していない。どこに行けば手に入るのかなど周知をされたい。市民の手に届くところがないというのはもったいない。

委員D

全市民に配布することは難しいと思われるため、掲示場所の告知だけでもできれば良い。それにより説明会の参加者やパブリックコメントの意見増につながるのではないかな。

委員G

パブリックコメントのホームページの下部にリンクがあり、そこから見られるようになっていた。

委員H

概要版を読んだが、おおたかの森に偏重した概要版に感じる。他の地区についても含めて書いたら良かったのではないかな。

カ 第10次流山市交通安全計画（道路管理課）  
（遠藤土木部次長から事業概要等説明）

委員H

委員長に流山市の市民生活部長がついているということだが、通常審議会の委員長に市の職員が就くというのは異例である。その人が委員長の立場なのか、市の職員の立場なのか、立場を変えて発言する場面もあるのではないかな。指針の

ようなものがあつたはずだが、その点についてはどう考えているのか。

市（道路管理課）

流山市の附属機関に関する条例が最上位にあり、同条例において、委員長は委員の互選によって定めると明記されている。この中で、市民生活部長が最も市民生活に密着しているということで今回選任されたものである。

流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針というものもあるが、指針の第6条で「市の職員を審議会等の委員に選任する際は、審議会の特性を考慮し、必要と認める場合を除き」という条文がある。これは指針であつて、附属機関に関する条例の方が上位の位置づけであるため、今回市民生活部長が選任されている。

委員H

流山警察交通課も参加しているため、警察関係者の方が適任のように感じた。

市（道路管理課）

今後、ご意見を真摯に受け止めて改善していきたい。

委員B

パブリックコメント自体が市民に認識されていないのではないかと。そうであれば、今後の改善として匿名による意見提出を検討する必要があるのではないかと。匿名での実施の場合、冷やかしが懸念されるとのことだが、匿名で意見を提出できるようにするという点に関して、事務局としてはどう考えているのか。

事務局

市民参加推進委員会としても、パブリックコメントの意見をいかにして提出してもらうか課題として認識していると思うが、その点は答申をいただくことになれば、情報公開法等の法的な絡みや他自治体の状況等もあわせて、検討することになる。

委員B

色々な課でパブリックコメントに対する意見が出ているので、様々な方法を検討したら良い。

一般市民にパブリックコメントという言葉自体が浸透していない。「意見を募集します」という表記にした方が良いのではないかと。

更に、パブリックコメント実施の告知の際に、広報の1面位を使って、市民に

分かりやすく周知するなど、工夫する必要がある。

委員G

概要版を持ち帰ってもらった数が少なかったとのことだが、どういう配架状態になっていたのか。

委員長

どのような告知をしていたのか。

市（道路管理課）

パブリックコメント告知は10数か所の公共施設、道路管理課窓口、総務課の横のパブリックコメントコーナーなどに資料を配架していた。実施要領、内容、概要版を挟んでおり、概要版を自由に持ち帰ってもらうようにしていたが、資料の減りは少なかった。

委員D

概要版の作成、配架は良いと思うが、持ち帰ってもらわないと意味がない。持ち帰りたいたいと思えるような概要版を作る必要があるのではないかと。市民目線で作成し、持ち帰りたいたいと思わせるような概要版であれば、もう少し意見があったのではないかと。交通安全は毎日に関わることなので、もう一歩工夫したら良い。

市（道路管理課）

持ち帰っていただいた件数が少ないというのは反省している。もっとわかりやすく、見たくなるような概要版の作成に努めたい。

委員H

市民は自分の身の回りのことに関心があるため、市内で交通事故が多い場所を入れるなど、市民が興味を持つデータを入れた上で作ると良い。マクロだけの説明ではなく、ミクロの視点での個々のデータを示すとより分かり易いのではないかと。

委員E

概要版の裏面に危険個所のポイント、注意すべき点などを入れたら良いのではないかと。

#### 委員G

人口が増えている中で、事故が減っているというのはとても素晴らしい。色々な努力をしていると思われるので、ぜひその取組をアピールして欲しい。

#### 委員D

否定的なことではなく、良いことでのアピールであれば、さらに関心を持ってもらえるはずだ。

#### 委員A

概要版に高齢者と子供向けの数字が入っているが、高齢者向けの概要版なら文字を大きくする、子供向けなら漫画、ふりがな、絵をいれるなどの工夫をしたら良いのではないか。

#### 委員B

パブリックコメントの前に色々な工夫をしていると思うが、自治会の回覧板が頻繁に回っているので、市民全体に関係する事案については、全市民の目に触れるように回覧するなどの対応をとる必要があるのではないか。

#### 委員長

別の案件だが、消防などでは難しい制度等の説明を消火訓練の時に行うなどしていた。道路管理課でも交通の啓発活動をしていると思うので、そういう別の機会を使うという工夫もあるのではないか。

我々の課題としては、どのようにしたらパブリックコメントの周知徹底ができるのかということ議論する必要がある。

#### 委員E

登下校の際に、保護者や地域の方が交通整理をしているが、そういう人たちにも意見を求めることができるよう、一言案内するだけでも違うはずだ。

#### (2) その他

#### 事務局

評価シートをご提出いただき、事務局でとりまとめたものを次回の会議で審議いただきたい。

評価シートの提出は6月25日（日）までをお願いしたい。

事務局で示した第2回市民参加推進委員会の議事録について、正式なものとして公開してよろしいか。

委員長

お願いします。

事務局

次回の委員会は、7月10日（月）9時30分から、302会議室にて実施。

内容は、ご提出いただいた評価シートをもとに、答申作成に向けてまとめの審議をすることとしたい。

評価シートのまとめ方について、共通の指摘事項をピックアップし総論とし、その他各委員からのご意見という形で入れる。